

# (仮称) 桜川市複合施設の運営における指定管理者導入検討のための サウンディング型市場調査実施要領

## 1. サウンディング型市場調査について

「サウンディング型市場調査」(以下「調査」という。)とは、市が予定している事業への民間活力の導入等を実施又は検討する際に、民間事業者等から広く意見や提案を求めることにより、市場のニーズや民間のアイデア等を把握し、効率的かつ効果的な事業展開を行うことを目的として行うものです。

## 2. 調査目的

桜川市では、公民館・図書館・支所を併せた「(仮称) 桜川市複合施設」の開館を令和6年度に予定しており、当該施設の管理運営については、現在、市直営で行うべきか、指定管理者の公募による民間事業者に委ねるべきか、方針の検討が行われています。

より良い施設運営や、開館と同時に十分な利用者サービスを提供できるよう、民間事業者等から広く意見・提案を求めた上で最適な運営方針の決定を行うとともに、指定管理者を公募するとした際には、より多くの団体に参加いただけるよう募集要件を整え、市民サービスの向上に努めるために本調査を実施します。

## 3. 調査概要

調査内容	(仮称) 桜川市複合施設指定管理者導入検討のための調査
施設概要	別添「(仮称) 桜川市複合施設基本設計概要書」のとおり
主な対話内容	1 提供するサービスについて 2 経費節減に対する取組について 3 最適な指定管理期間の設定について ※各項目に対する提案につきましては可能な限り具体的事例等を交えたご意見・ご提案をお願いします。
対象者	地方公共団体が設置する図書館及び図書館を含む複合施設運営の経験があり、本件の指定管理者公募の際に応募が可能と考えられる団体(それらを構成員とするグループ等を含む。)

## 4. 実施スケジュール

内容	実施時期
実施要領の公表	令和4年5月13日(金)
対話参加の申込み	令和4年5月20日(金)まで
対話の実施	令和4年5月25日(水)から令和4年5月31日(火)まで
結果の公表	令和4年6月24日(金)予定

## 5. 対話までの流れ

### (1) 対話参加の申し込み

参加を希望する場合は、別紙の参加申込書兼誓約書に必要事項を記入し、電子メー

ルに添付のうえ、下記申込先へご提出ください（参加申込書兼誓約書の原本は対話当日に持参してください。）。

なお、電子メールの件名は【複合施設サウンディング参加申込】としてください。

対話に出席する人数は、1団体につき3名以内とし、参加希望日は、実施期間内で第3希望まで記入してください（土曜日、日曜日及び祝日以外）。

後日、日程調整の上、実施日時及び場所を電子メールにてご連絡します。ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

【申込期間】令和4年5月13日（金）～20日（金）午後5時まで

【申込先】電子メールアドレス：kokyo-kensetsu@city.sakuragawa.lg.jp

※受信確認のため、電子メール送信後、送信した旨の連絡を申込期間中の市の業務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）に電話連絡してください。

## （2）対話の実施

【日 時】令和4年5月25日（水）～31日（火）の期間

（土曜日、日曜日及び祝日以外）のうち1日1時間程度

【場 所】桜川市役所大和庁舎 会議室

【実施方法】知的財産保護にかかわることから、対話は個別に実施します。

【対話内容】「6. 対話内容」以降をご確認ください。

## 6. 対話内容

主に次の項目について、自らが指定管理者となることを前提とし、可能な限り具体的事例を交えたご意見・ご提案をお願いします。資料等がありましたら、当日ご持参ください。

対話終了後も必要に応じて追加の対話（文書やEメール等によるものも含む）やアンケート等をお願いさせていただく場合があります。その際は、ご協力をお願いいたします。

### 【主な対話項目】

項目	内容
1 提供するサービスについて	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務の効率化や施設の利便性向上及び利用促進に関する提案に当たって阻害要因となる部分（運用イメージなどのソフト面だけでなく、平面計画や設えなどのハード面の双方を含む）等について</li><li>・図書館の運営（特に選書の考え方）について</li><li>・公民館機能と図書館機能の連携について</li><li>・自主事業（講座・イベント企画等）の展開について</li><li>・展示スペース（展示棚、サイネージなど）を使った企画展示の意見や提案等について</li></ul>
2 経費節減効果に対する取組について	経費の削減や収入の確保を行うために有効な取組や施設内部の設えについて

3 指定期間の設定について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営に適した指定期間について（現在は5年程度を想定）</li> <li>・指定期間を変更した場合に改善される内容等について</li> <li>・物価変動や施設老朽化など、想定されるリスクとその解決方法等について</li> </ul>
4 その他	その他お気づきの事項等がありましたら、ご意見をお聞かせください。

## 7. 留意事項

### (1) 対話及び対話内容の取扱い

対話への参加実績が、指定管理者選定時の審査において優位性を持つものではありません。

対話内容は、今後の検討の参考とさせていただきます。ただし、双方の発言とも、あくまでも対話時点での想定のものとし、実施を約束するものではありません。

### (2) 調査に関する費用の負担

調査参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

### (3) 実施結果の公表

対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表します。なお、公表に当たっては、参加事業者の名称及び知的財産に係る内容は公表しません。また、事前に参加事業者へ公表内容の確認を行います。

### (4) 参加条件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 参加申込書提出時点で、桜川市建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者でないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び桜川市建設工事暴力団排除対策措置要綱に該当しない者であること。

## 8. 問い合わせ先

〒309-1293 茨城県桜川市羽田 1023 番地

桜川市市長公室企画課 公共施設建設室

電話番号：0296-58-5111 担当 中島

電子メールアドレス：kokyo-kensetsu@city.sakuragawa.lg.jp